

<医師用>

意 見 書

保育園（所）長様

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

病名「

」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から 5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7日から後 7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなつてから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（平成 21 年 8 月 17 日）」より